

五島市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成21年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成22年2月25日

五島市監査委員 木戸庄吾  
五島市監査委員 谷川 等

21五監第443号  
平成22年2月25日

五島市議会議長 熊川長吉様  
五島市長 中尾郁子様  
五島市教育委員会委員長 山口敏雄様  
五島市選挙管理委員会委員長 川村久治様

五島市監査委員 木戸庄吾  
五島市監査委員 谷川 等

平成21年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次の課等について定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、同条第12項の規定により、措置を講じたときはその旨を本職に通知することになっています。

記

議会事務局 企画課 財政課 総務課 情報推進課 文化推進室 税務課 市民課 社会福祉課（松寿園を含む。） 長寿介護課 健康政策課 国民健康保険 玉之浦診療所 国民健康保険三井楽診療所 生活環境課 水道課 農林課 建設課 管理課 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所 消防本部 水道局（分室を含む。） 教育委員会事務局総務課 学校教育課 生涯学習課 教育委員会分室 学校給食センター 福江文化会館 五島観光歴史資料館 市立図書館 選挙管理委員会事務局

平成 21 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書

平成 22 年 2 月 25 日 報 告

五 島 市 監 査 委 員

## 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の目的	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の範囲	1
第5	監査の期間	1
第6	監査の方法	1
第7	監査の除斥	1
第8	監査の結果	2
1	契約の方法について	2
2	随意契約について	2
(1)	契約の件数について	3
(2)	契約の種類について	3
(3)	契約の根拠条項について	4
(4)	見積書の徴取について	7
(5)	予定価格について	8
(6)	落札率について	9
3	随意契約の問題点と意見	10
(1)	指摘事項	10
(2)	意見	12

### 凡 例

- 1 随意契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定に該当する契約を除いたものである。【注1】
- 2 随意契約における金額の算出に当たっては、随意契約調書に契約金額（単価契約にあつては、契約単価に予定数量を乗じた予定総額）が記載されていないものを除いている。【注2】
- 3 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入している。
- 4 構成比(%)は、合計が100となるよう一部調整している。
- 5 各表中の「－」は、該当数値がないものである。

- 第1 監査の種類 定期監査
- 第2 監査の目的 定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行が自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかの主眼をおき行うものである。
- 今回の監査では、随意契約について、実態を把握し、その問題点や課題などを明らかにすることにより、より一層の契約事務の適正化に資することとした。
- 第3 監査の対象 議会事務局 企画課 財政課 総務課 情報推進課 文化推進室 税務課 市民課 社会福祉課（松寿園を含む。） 長寿介護課 健康政策課 国民健康保険玉之浦診療所 国民健康保険三井楽診療所 生活環境課 水道課 農林課 建設課 管理課 富江支所 玉之浦支所 三井楽支所 岐宿支所 奈留支所 消防本部 水道局（分室を含む。） 教育委員会事務局総務課 学校教育課 生涯学習課 教育委員会分室 学校給食センター 福江文化会館 五島観光歴史資料館 市立図書館 選挙管理委員会事務局
- 第4 監査の範囲 平成21年4月1日から同年8月31日までの間に随意契約の方法により締結された契約。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第1号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「公企令」という。）第21条の14第1項第1号の規定に該当する契約を除く。
- 第5 監査の期間 平成21年9月11日から平成22年2月23日まで
- 第6 監査の方法 監査の実施に当たっては、あらかじめ各課から提出された随意契約に関する調書（平成21年8月4日付け21五監第192号により調査したもの。以下「随意契約調書」という。）に基づき、関係書類の提示を求め、その内容について審査し、疑義不明の事項について関係職員から事情を聴取した。
- また、随意契約調書と各課から提出された競争入札実施状況調書（平成21年10月9日付け21五監第281号により調査したものをいう。）との比較により、本市の契約の状況について、分析を行った。
- 第7 監査の除斥 谷川等 監査委員は、建設課の監査のうち、正山4号線床版補修工事請負契約の監査において、自治法第199条の2の規定により除斥された。

## 第8 監査の結果

### 1 契約の方法について

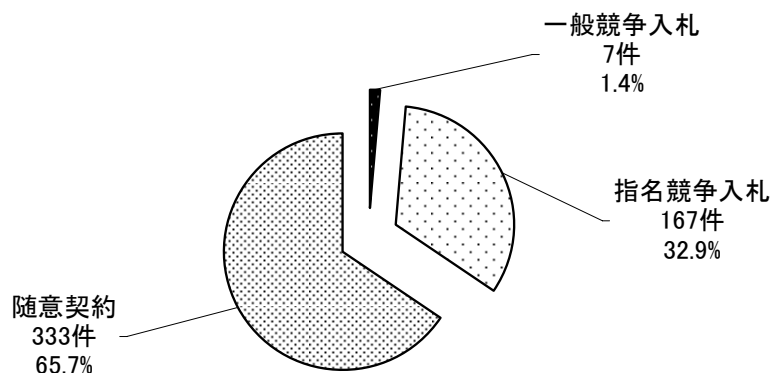
契約の方法については、自治法第234条第1項に「売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定され、さらに同条第2項に「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令が定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されている。

本市の契約の方法は、表1のとおりで、最も多いのが随意契約の333件（65.7%）、次いで指名競争入札の167件（32.9%）、一般競争入札の7件（1.4%）の順となっており、随意契約が、本市における契約件数の約3分の2を占めている。

表1 契約の方法 (単位:件、%、円)

方法	件数	構成比	うち契約金額を把握できたもの【注2】		
			契約件数	契約金額	金額構成比
一般競争入札	7	1.4	7	451,313,100	17.3
指名競争入札	167	32.9	167	784,784,042	30.1
随意契約【注1】	333	65.7	226	1,371,259,155	52.6
計	507	100.0	400	2,607,356,297	100.0

表1 契約の方法(件数)



### 2 随意契約について

地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり、随意契約は一定の条件を満たす場合に限り行うことができるとされている。これは、随意契約には、手続きが簡略で、経費が少なく済み、しかも相手方の技術、経験等の能力を熟知の上契約できるというメリットがある反面、受注機会が広く与えられない、相手方が固定化し公正な取引を阻害するおそれがある、競争原理が働かず契約金額が高止まりとなる場合があるなどといったデメリットがあるからである。

本市の随意契約の状況は、次のとおりである。

(1) 契約の件数について

監査の対象とした随意契約は333件、契約金額で1,371,259,155円となっている。

これを機関別にみると、議会2件、市長296件、教育委員会34件、選挙管理委員会1件となっている。

(2) 契約の種類について

契約の種類及びその限度額については、自治令第167条の2第1項第1号及び五島市財務規則（平成16年五島市規則第43号。以下「財務規則」という。）第86条の規定により、次のとおり定められている。

契約の種類	限度額（予定価格1件税込み）
1 工事又は製造の請負	130万円を超えないもの
2 財産の買入れ	80万円を超えないもの
3 物件の借入れ	40万円を超えないもの
4 財産の売払い	30万円を超えないもの
5 物件の貸付け	30万円を超えないもの
6 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円を超えないもの

本市の契約の種類別状況は、表2のとおりで、件数が最も多いのが自治令別表第5第6号の「前各号に掲げるもの以外のもの」252件（75.7%）、次いで同表第2号の「財産の買入れ」52件（15.6%）、同表第1号の「工事又は製造の請負」20件（6.0%）の順となっている。

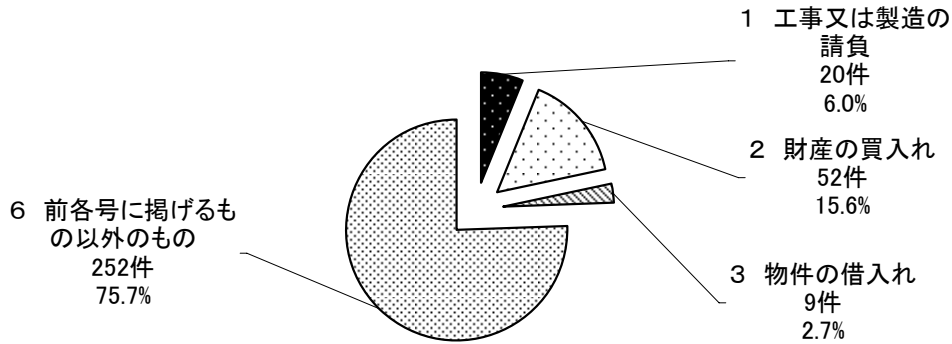
なお、自治令別表第5第6号の主なものは、委託契約182件（72.2%）となっている。

表2 契約の種類別状況

（単位：件、%、円）

種 類	件数 【注1】	構成比	うち契約金額を把握できたもの【注2】		
			契約件数	契約金額	金額構成比
1 工事又は製造の請負	20	6.0	20	154,411,950	11.3
2 財産の買入れ	52	15.6	27	152,414,222	11.1
3 物件の借入れ	9	2.7	9	30,398,838	2.2
4 財産の売払い	0	0.0	0	0	0.0
5 物件の貸付け	0	0.0	0	0	0.0
6 前各号に掲げるもの以外のもの	252	75.7	170	1,034,034,145	75.4
計	333	100.0	226	1,371,259,155	100.0

表2 契約の種類別状況(件数)



(3) 契約の根拠条項について

随意契約によることができる場合については、自治令第167条の2第1項第1号から第9号まで及び公企令第21条の14第1項第1号から第9号まで（以下これらの号を「第1号」、「第2号」などという。）に規定されている。

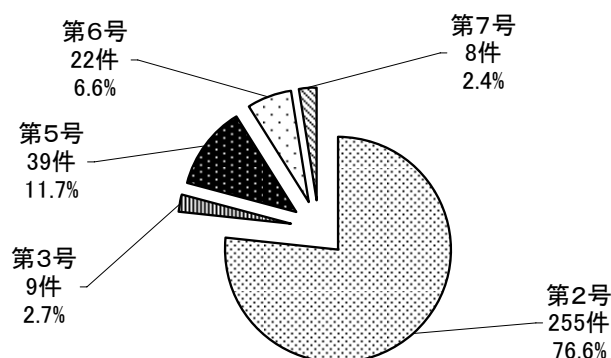
本市の契約の根拠条項別状況は、監査対象としなかった第1号を除き、表3のとおりで、件数が最も多いのが第2号の「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」255件（76.6%）、次いで第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」39件（11.7%）、第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」22件（6.6%）の順となっている。

表3 契約の根拠条項別状況 (単位:件、%、円)

根拠条項	件数	構成比	うち契約金額を把握できたもの【注2】		
			契約件数	契約金額	金額構成比
第2号	255	76.6	181	1,288,025,354	93.9
第3号	9	2.7	9	19,574,900	1.4
第4号	0	0.0	0	0	0.0
第5号	39	11.7	6	17,397,711	1.3
第6号	22	6.6	22	32,323,910	2.4
第7号	8	2.4	8	13,937,280	1.0
第8号	0	0.0	0	0	0.0
第9号	0	0.0	0	0	0.0
計	333	100.0	226	1,371,259,155	100.0



表3 契約の根拠条項別状況(件数)



ア 第2号は、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」である。

「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、おおむね次の場合が該当する。

- (ア) 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- (イ) 特殊な性質を有するため、若しくは特別な目的があるため、物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊な技術を必要とするとき。
- (ウ) 市の行為を秘密にする必要があるとき。
- (エ) 運送又は保管をさせるとき。
- (オ) 外国で契約を締結するとき。
- (カ) 学術又は文化、芸術等の保護奨励のため、必要な物件を売り払い、又は貸し付けるとき。
- (キ) 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い、又は貸し付けるとき。
- (ク) 公債、債券又は株式の買入れ又は売払いをするとき。

第2号を適用しているものは、255件(76.6%)となっている。

イ 第3号は、平成16年の自治令改正により追加されたもので、障害者支援施設等により製作された物品を買い入れ、又は障害者支援施設等、シルバー人材センター等及び母子福祉団体からの役務の提供を受ける契約をするときである。

なお、上記施設等から物品等を調達する場合は、契約の原則である機会均等、透明性及び公正性を確保するため、契約の手続きについて必要な事項を地方公共団体の規則で定めることとされており、本市では、財務規則第86条の2の規定

により、契約の発注見直し及び契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表することになっている。

第3号を適用しているものは、9件（2.7%）となっている。

ウ 第4号は、第3号と同じく平成16年の自治令改正により追加されたもので、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の2の定めるところにより地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約をするときである。

本市においては、第4号に基づく手続は規定されておらず、第4号を適用するものはない。

エ 第5号は、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」であり、競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、行政上も経済上も甚だしく不利益を被るに至る場合などをいうものとされている（前橋地方裁判所平成16年3月24日判決）。また、緊急とは、業務の客観的性質からの緊急性であって、事務処理が間に合わないという自治体内部の事務の遅延等により競争入札に付する期間が確保できなくなったような主観的理由等では原則として適用することはできないものである（「公共調達の適正化について」平成18年8月25日付け財計第2017号財務大臣通知）。

第5号を適用しているものは、39件（11.7%）となっている。

オ 第6号は、「競争入札に付することが不利と認められるとき」で、競争入札に付するときは、不信用又は不誠実の者が参加し、地方公共団体が損害を被るおそれがあると認められる場合や現に履行中の工事等に直接関連する契約を当該履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合などである。

第6号を適用しているものは、22件（6.6%）となっている。

カ 第7号は、「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」で、一般的に品質、性能等が他と比較して問題がなく、かつ、予定価格（時価を基準としたもの）から勘案しても、競争入札に付した場合より誰がみてもはるかに有利な価格で契約できる場合である。

第7号を適用しているものは、8件（2.4%）となっている。

キ 第8号は、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」で、一般競争入札の場合は参加者がなく、指名競争入札の場合は全者が入札を辞退し、入札者がいない場合である。なお、国においては、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成17年8月29日付け国地契第46号国土交通省大臣官房地方課長通知）により、第8号の適用は原則廃止するという運用が

行われている。

第8号を適用しているものはなかった。

ク 第9号は、「落札者が契約を締結しないとき」である。

第9号を適用しているものはなかった。

(4) 見積書の徴取について

見積書の徴取については、財務規則第87条第1項の規定により、2人以上の者の見積書を徴さなければならないが、次に掲げる場合は、1人の者の見積りをもって代えることができるとされている。

(ア) 1件の予定価格が15万円（物件の修繕については、20万円）を超えない場合

(イ) 契約の目的又は性質その他やむを得ない理由により相手方が特定される場合

なお、同条第2項の規定により、次に掲げる場合には、見積書の徴取を省略することができる。

(ア) 新聞その他の定期刊行物及び例規集等の追録の購入

(イ) 価格、送料等が表示されている書籍の購入

(ウ) 専売品等で価格が公定している物品の購入

(エ) 既に単価契約がなされた物品の購入

(オ) 既に起工された工事の設計変更に伴い変更請負を定める場合。ただし、設計変更後の額が100万円を超え、かつ、変更前の額の2割を超える場合を除く。

(カ) 1件の予定価格が3万円を超えない場合

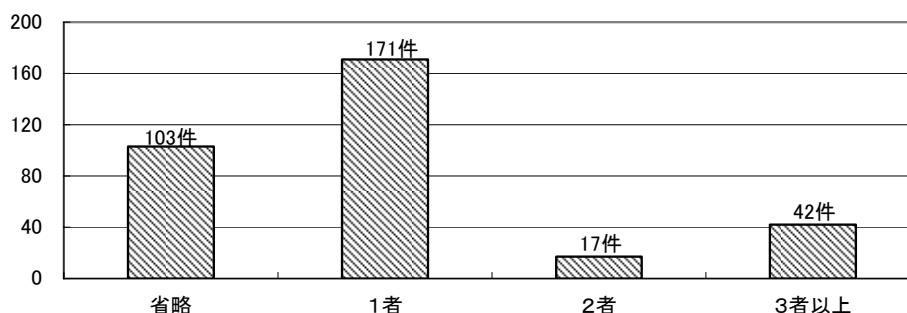
(キ) 契約の目的又は性質により社会通念上見積書を徴することが困難な場合

本市の契約の見積者数別状況は、表4のとおりで、最も多いのが1者の171件（51.4%）、次いで省略の103件（30.9%）、2者以上の59件（17.7%）の順となっており、契約件数の約5割が1者見積りである。

表4 見積者数別状況 (単位:件、%、円)

見積者数	件数 【注1】	構成比	うち契約金額を把握できたもの【注2】		
			契約件数	契約金額	金額構成比
省略	103	30.9	34	43,580,454	3.2
1者	171	51.4	160	1,181,506,305	86.1
2者	17	5.1	16	29,677,969	2.2
3者以上	42	12.6	16	116,494,427	8.5
計	333	100.0	226	1,371,259,155	100.0

表4 見積者数別状況(件数)



(5) 予定価格について

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合に、あらかじめ作成する契約価格の基準となる価格をいう。予定価格の作成に関しては、法令に別段の定めがないから、地方公共団体の規則で規定することとなる。

本市の予定価格の設定については、財務規則第76条第1項において「契約担任者は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定した価格（以下「予定価格」という。）を記載した書面を封書にし、開札の際、開札場所に置かなければならない。」と規定されている。

予定価格の設定に当たっては、財務規則第76条第3項において「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短、支払時期等を考慮して、適正に定めなければならない。」と規定されている。

ア 仕様書及び設計書について

仕様書とは、仕様の内容を文書、図面等にまとめたものをいい、設計書とは、仕様書に基づき設計金額の算出が必要な場合に作成する積算書、図面等をいう。

仕様書及び設計書は、契約の履行内容を文書等で明確にすることにより、契約事務の各時点における契約の履行内容の確認を容易にし、確実な契約の履行の確保を図ることを目的として作成するものであり、契約事務の上で主に次のような役割を持っている。

- (ア) 契約の方法について決裁を受ける際の判断資料
- (イ) 見積者が契約の内容、要件等を知るための資料
- (ウ) 予定価格設定の資料
- (エ) 契約書の事項を詳細に補足する別添資料
- (オ) 監督及び検査の基準資料

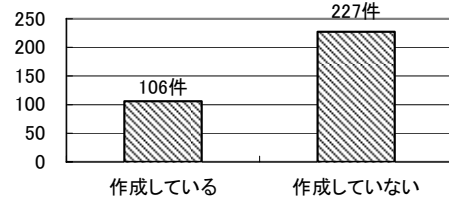
本市の仕様書及び設計書の作成状況は、表5のとおりで、作成していないもの又は作成していても不備があるものが227件（68.2%）となっており、契約件数の約7割を占めている。

表5 仕様書及び設計書の作成状況 (単位:件、%)

区分	件数 【注1】	構成比
作成している	106	31.8
作成していない	227	68.2
計	333	100.0

備考 作成していない件数は、仕様書及び設計書が作成されていても、不備があるものを含んだものである。

表5 仕様書及び設計書の作成状況(件数)



イ 予定価格調書について

予定価格を設定するときは、予定価格調書を作成することとされている。

なお、財務規則第88条の規定により、契約担任者は、随意契約をしようとする場合において、見積書の徴取を省略することができるとき及び予定価格が50万円を超えないときは、物件の売払いの場合を除き、予定価格調書の作成を省略することができることとされている。

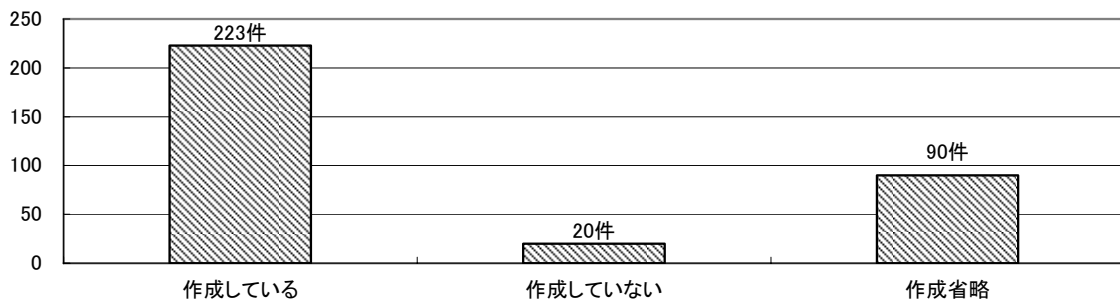
本市の予定価格調書の作成状況は、表6のとおりで、予定価格調書の作成を省略することができることとされているものを除き、作成していないものが20件(8.2%)となっている。

表6 予定価格調書の作成状況 (単位:件、%、円)

区分	件数 【注1】	合計に対する 構成比	小計に対する 構成比	うち契約金額を把握できたもの【注2】		
				契約件数	契約金額	金額構成比
作成している	223	67.0	91.8	188	1,324,112,943	96.6
作成していない	20	6.0	8.2	6	8,615,758	0.6
小計	243	73.0	100.0	194	1,332,728,701	97.2
作成省略	90	27.0	—	32	38,530,454	2.8
合計	333	100.0	—	226	1,371,259,155	100.0

備考 作成省略は、財務規則第88条の規定に基づき予定価格調書の作成を省略しているものである。

表6 予定価格調書の作成状況(件数)



(6) 落札率について

落札率とは、予定価格に対する契約金額の割合である。

随意契約では、受注機会が広く与えられず、相手方が固定化し公正な取引を阻害するおそれがあることから、価格競争が働かないため落札率が高止まりとなる場合があるといわれている。

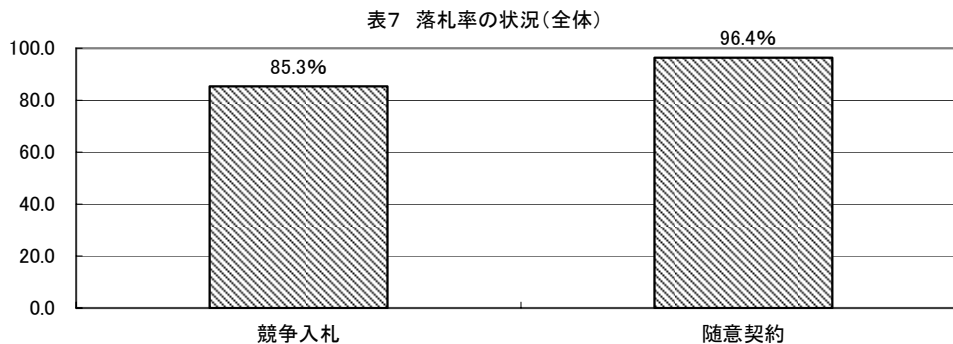
本市の落札率の状況は、表7のとおりで、随意契約の落札率96.4%は、競争入札の落札率85.3%に比べ11.1ポイント高くなっている。

表7 落札率の状況 (単位:%、件、円)

区 分		落札率	件数 【注3】	契約金額 【注3】	予定価格 【注3】
競争入札	一般競争	86.4	7	451,313,100	522,482,205
	指名競争	84.8	167	784,784,042	925,893,106
	全体	85.3	174	1,236,097,142	1,448,375,311
随意契約 【注1】	1者	98.3	156	1,177,940,547	1,198,802,967
	2者	86.4	16	29,677,969	34,340,330
	3者以上	81.2	12	100,387,076	123,592,501
	全体	96.4	184	1,308,005,592	1,356,735,798

備考1 随意契約の落札率については、予定価格調書が作成されていないものを件数、契約金額及び予定価格から除いて算出している。【注3】

2 随意契約の3者以上の落札率が低い理由は、契約金額が高額な単価契約において、落札率が低いものがあるためである。



### 3 随意契約の問題点と意見

随意契約333件について監査した結果、次に掲げる指摘事項のとおり、不適切な事務処理があったので、財務規則その他関係法令等の確認を行うなど、適正に処理されたい。なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指摘したので、記載を省略する。

また、監査を行った中で、検討を要する事項が認められたので、次のとおり意見を付す。

#### (1) 指摘事項

ア 仕様書及び設計書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

見積依頼又は契約締結において、仕様書及び設計書が作成されていない。又は作成されていても不備がある。仕様書及び設計書は、見積書を提出する者にとっては契約の内容、要件等を知るための資料であり、契約担任者にとっては予定価格の設定並びに監督及び検査の資料となるものである。委託者、受託者双方において、そごが生じない契約を締結し、履行を確保するためにも、仕様書及び設計書を適正に作成し、契約の方法について決裁を受けるときに添付すべきである。

イ 随意契約の理由及び根拠条項が適切でないもの

随意契約の理由及び根拠条項が適切に記載されていない。地方公共団体の契約は、一般競争入札が原則であり、随意契約は特例であるから、随意契約によらなければならない理由及び根拠条項を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

ウ 見積者を選定する理由が記載されていないもの又は記載されていても1人の者の見積りによる理由が適切でないもの

見積者を選定する理由が記載されていない。又は記載されていても1人の者の見積りによる理由が適切でない。随意契約においては、選定方法を誤ると相手方が固定化するおそれがあることから、資力、信用、技術、経験等の能力を勘案の上、公正な選定を行うよう努めるべきである。また、随意契約については、原則として2人以上の者から見積書を徴取することとされており、1者見積りの場合は、1者随契によらざるを得ない業務であるかを検証するなど、積極的に見直しに取り組みたい。さらに、見積徴取伺い時においては、相手方が特定される理由を市民に理解を得られるよう適切に記載すべきである。

エ 予定価格調書が作成されていないもの又は作成されていても不備があるもの

予定価格調書作成の省略事由に該当しないにもかかわらず、予定価格調書が作成されていない。又は作成されていても予定価格の作成者の記名押印がない。予定価格調書は、作成者が記名押印し、契約の相手方を決定する際に作成していただなければならない書面であるから、適正に作成すべきである。

オ 予定価格調書の秘密保持の方法が適正でないもの

予定価格調書に折り目がない。又は予定価格用封筒が封かんされていない。予定価格調書は、契約の相手方の決定の基準となる予定価格を記載した書類であるから、これを特定の者に知られてしまえば、公正な競争が阻害され市が損失を被ることになるので、作成者が封入、封印し秘密を保持すべきである。

カ 契約保証金の取扱いが適正でないもの

契約締結伺いにおいて、契約保証金の免除の根拠条項を明らかにすることなく契約保証金を免除している。又は契約書に契約保証金の免除の規定がない。契約保証金に関しては、財務規則第90条において、契約書には契約保証金に関する事項を記載しなければならないと規定されている。また、財務規則第93条第1項において「契約担任者は、契約を結ぶ者に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定され、同項ただし書において契約保証金を減免できる場合が限定されている。したがって、契約書の作成に際しては、契約保証金に関する規定を設けなければならない、契約保証金を免除する場合には、契約締結伺いにその根拠条項を記載すべきであるから、関係法令等に従い、

適正に取扱うべきである。

キ 権限を超えた契約又は決定権限を有しない者による契約であるもの

五島市事務委任規則（平成16年五島市規則第8号）第2条の規定により、契約締結権を委任しているにもかかわらず、委任者が契約を締結している。又は契約締結伺いにおいて、五島市事務決裁規程（平成16年五島市訓令第2号）等の規定による決定権限を有する者の決裁を受けていない。関係規則等に従い、適正に処理すべきである。

ク 検査調書又は検収調書が作成されていないもの

検査調書又は検収調書を作成すべきであるにもかかわらず、作成されていない。検査職員は、財務規則第100条第6項の規定により、検査又は検収をしたときは、契約金額が50万円を超えない契約を除き、検査調書又は検収調書を作成しなければならないのであるから、関係規則等に従い、適正に作成すべきである。

ケ その他

(ア) 契約書が作成されていないもの

平成21年4月1日に作成すべき14件もの契約書が、同年10月5日現在作成されていないにもかかわらず、支出が行われている。また、そのうちの肝炎ウイルス検査委託契約については、契約締結伺いさえ起案されておらず、誠に遺憾である。契約を締結するときは、原則として財務規則第90条の規定により契約書を作成しなければならず、契約書を作成する場合においては、自治法第234条第5項の規定により地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ当該契約は確定しないものとされているのであるから、適正に作成すべきである。

(イ) 委託料の算定が適切でないもの

高浜園地休憩施設管理業務委託契約については、契約金額に合わせた設計書が作成されており、業務内容に基づかないものになっている。今後は、他の管理業務との整合性を考慮した上で、適切な委託料の算定による契約に改めるべきである。

(2) 意見

以上のとおり、随意契約に関する問題について指摘したが、監査を行った中で、契約に対する職員の認識不足及び組織体制の不備が見受けられた。

については、契約事務を見直し、問題点を洗い出した上で、随意契約のガイドラインを含めたマニュアルを作成し、実務研修を実施するなど、契約事務に関する職員の意識改革に取り組まれない。

また、一定額を超える場合の随意契約について、その理由の妥当性を審査し、競争入札とできないかについて検証する機能をもった組織体制作りに取り組まれない。